電気通信大学長期履修規程

制定 平成22年3月19日規程第94号 最終改正 令和5年3月27日規程第123号

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学学則(以下「学則」という。)第49条第1項及び学則第64条第1項の規定に基づき、電気通信大学における長期履修(学則第32条に規定する修業年限(以下「修業年限」という。)又は学則第54条に規定する標準修業年限(以下「標準修業年限」という。)を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修することをいう。以下同じ。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(長期履修期間等)

- 第2条 長期履修期間は、学則第34条第1項及び同条第2項又は学則第55条に規定する在学期間を超えない範囲において、1年を単位として認める。
- 2 長期履修の開始時期は、年度(学則第15条本文により入学を許可された者(以下「4月入学者」という。)にあっては、学則第8条に規定する学年をいい、それ以外の者(学則第15条ただし書きの規定により入学を許可された者(以下「10月入学者」という。))にあっては、10月から翌年の9月30日までをいう。以下同じ。)の始めとする。

(対象者)

第3条 長期履修の対象者は、情報理工学域先端工学基礎課程及び大学院情報理工学研究 科に在籍する者とする。

(申請資格)

第4条 長期履修を申請できる者は、職業(非常勤の職にあるものは、週30時間以上勤務していること。)を有していることにより、修業年限又は標準修業年限(以下「修業年限等」という。)で修学が困難と認められる者とする。ただし、修業年限等の最終年次以降に在学する者を除く。

(長期履修期間の延長等)

- 第5条 長期履修を認められた者(以下「長期履修学生」という。)は、就業環境等が変動した場合、許可を得て長期履修期間を延長又は短縮(以下「延長等」という。)することができる。
- 2 前項の規定による長期履修期間の短縮は、学則第32条及び学則第54条に規定する 修業年限等に1年を加えた期間までを短縮の限度として認めることができる。

(長期履修の取りやめ)

第6条 長期履修学生は、就業環境等が変動した場合、許可を得て長期履修を取りやめることができる。ただし、修業年限等を超えて在学する者を除く。

(申請手続等)

- 第7条 長期履修を希望する者は、次に掲げる書類を所属する学域又は研究科の長(以下「学域長等」という。)に提出しなければならない。
 - (1) 長期履修申請書(別紙様式第1号)

- (2) 在職が確認できる書類
- (3) その他学域長等が必要と認めた書類
- 2 長期履修学生が、延長等を希望する場合、次に掲げる書類を学域長等に提出しなけれ ばならない。
 - (1) 長期履修(延長・短縮)申請書(別紙様式第2号)
 - (2) その他学域長等が必要と認めた書類
- 3 長期履修学生が、長期履修を取りやめる場合は、学域長等に長期履修辞退申請書(別紙様式第3号)を提出しなければならない。
- 4 第1項の手続きは、新たに本学に入学する者は入学手続時に、在学生は長期履修を適用する年度の前年度の、4月入学者は2月上旬、10月入学者は8月上旬の大学が別に定める期間に行わなければならない。
- 5 第2項の手続きは、延長等を適用する年度の、4月入学者は8月上旬、10月入学者は2月上旬の大学が別に定める期間に行わなければならない。
- 6 第3項の手続きは、長期履修の適用が取りやめとなり通常の履修となる年度の前年度の、4月入学者は2月上旬、10月入学者は8月上旬の大学が別に定める期間に行わなければならない。ただし、修業年限等の最終年次に在学する者が、当該年度で卒業又は修了することを目的として長期履修の取り止めを希望する場合は、当該年度の、4月入学者は8月上旬、10月入学者は2月上旬の大学が別に定める期間に行わなければならない。

(許可)

- 第8条 前条第1項から第3項の許可は、教授会の議を経て学長が行う。
- 2 前条第1項及び第3項にかかる許可は、在学中(合格から入学までの期間を含む。) それぞれ1回に限り認めるものとする。
- 3 前条第2項にかかる許可は、延長等のうちいずれか1回に限り認めるものとする。ただし、特別の事情により長期履修学生が再度の延長等を希望する場合は、教授会が特に必要と認めた場合に限り、再度の延長等を認めることができる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行前から引き続き在学する者については、第3条中、「情報理工学部先端 工学基礎課程、大学院情報理工学研究科」を「電気通信学部夜間主コース、大学院電気 通信学研究科」と読み替えて、この規程を適用する。
- 3 この規程施行前における平成22年4月入学者にかかる長期履修の許可は、この規程 を適用して許可したものとみなす。

附 則 (平成24年5月22日規程第40号)

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則 (平成26年4月25日規程第2号)

この規程は、平成26年4月25日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日規程第88号)

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行前から引き続き在学する情報理工学部先端工学基礎課程の学生については、第3条中、「情報理工学域先端工学基礎課程」を「情報理工学部先端工学基礎課程」に、第7条第1項中、「学域又は研究科」を「学部、学域又は研究科」と読み替えて、この規程を適用する。
- 3 この規程施行前から引き続き在学する大学院情報システム学研究科の学生について は、第3条の規程にかかわらず、長期履修の対象者とする。
- 4 この規程施行前における平成28年4月入学者にかかる長期履修の許可は、この規程 を適用して許可したものとみなす。

附 則 (平成29年3月22日規程第126号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日規程第137号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月25日規程第52号)

(施行期日)

1 この規程は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現にあるこの規程による改正前の様式(次項において「旧様式」 という。)により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみ なす。
- 3 この規程の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り 繕って使用することができる。

附 則 (令和5年3月27日規程第123号) この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別紙様式第1号(第7条第1項関係)

長期履修申請書

電気通信大学長 殿

(元号) 年 月 日

下記により長期履修を希望しますので、必要書類を添えて申請します。

記

学域等名	学域・研究和	課程・専攻			
氏 名	ž.				
住 所	Ŧ		Tel		
			E-mail		
勤務先			職種		
勤務先住所	₸		Tel		
希望する長期 履修の期間等	(標準) 修業年限 希望する長期履修の期間	年 年			
	(元号) 年 月(履修開始)	~ (元岩	号) 年	三月	(履修修了予定)
長期履修を希望する理由等					
メンター教員 所見 (申請者は記 入しないでく ださい。)					

※勤務先が変更になった場合には、教務課窓口まで連絡してください。

別紙様式第2号(第7条第2項関係)

長期履修(延長・短縮)申請書

電気通信大学長 殿

(元号) 年 月 日

下記により長期履修の(延長・短縮)を希望しますので、必要書類を添えて申請します。 記

学域等名		課程・専攻			・専攻					
氏 名					学籍番号					
住 所	₹					Tel				
						E-mail				
勤務先						職種				
勤務先住所	Ŧ					Tel				
現在の長期 履修の期間	(元号)	年	月	~	(元号)	年	月	(年間)	
希望する長期 履修の期間	(元号)	年	月	~	(元号)	年	月	(年間)	
長期履修の期間の変更を希望する理由の変更後の履修計画										
メンター教員 所見 (申請者は記 入しないでく ださい。)									印	

※勤務先が変更になった場合には、教務課窓口まで連絡してください。

別紙様式第3号(第7条第3項関係)

長期履修辞退申請書

電気通信大学長 殿

(元号) 年 月 日

下記により長期履修の辞退を希望しますので、必要書類を添えて申請します。

_				йC						
学域等名		課程・専攻								
氏 * 名					学籍番号	7				
住 所	〒					Tel				
						E-mail				
勤務先						職種				
勤務先住所	₸					Tel				
現在の長期 履修の期間	(元号)	年	月	~	(元号)	年	月	(年間)	
長期履修辞退 による入学年 度からの本来 の修業年限 標準修業年限 *1	(元号)	年	月	~	(元号)	年	月	(年間)	
長期履修の辞 退を希望する 理由及び辞退 後の履修計画										
メンター教員 所見 (申請者は記 入しないでく ださい。)										

^{*1.「}修業年限」は学則第32条に規定されている修業年限、「標準修業年限」は、 学則第54条に規定されている標準修業年限を表す。 ※ 勤務先が変更になった場合には、教務課窓口まで連絡してください。